

事務局（局長）	ただいまから、令和８年第７回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	ただいまから議案審議に移ります。会議規則第３条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に38番有友章治委員と39番請田竹男委員を指名いたします。 次に、日程第２、書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主任専門員を指名いたします。 それでは、日程第３、議案審議に入ります。 まず、議案第43号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第43号農地法第３条の規定による許可申請について説明します。 議案書１ページ並びに議案説明資料２ページを併せてご覧ください。 １番、肱川町宇和川の畑８筆13,021平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。所有権移転後は果樹や野菜を栽培する計画です。農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。以上１件のご審議をよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 １番。
32番	１番案件についてご説明します。議案説明資料は２ページを参考にしてください。１番案件は贈与による所有権移転です。申請地は大洲市立肱川中学校から西へ約2.5キロメートルの所にある農地です。先月16日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は現在、雑草が繁茂しておりしばらく耕作されていない状況ですが、今後譲受人が整備していくとのことです。譲受人は、現在水稻の栽培を行っており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第６号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに

	ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 議案第44号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (主任専門員兼農地係長)	議案第44号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の3ページから6ページを併せてご覧ください。1番、柚木の土地1筆1.65平方メートルです。申請人は建物賃貸業を営んでおられますが、申請地にある建物等の土地状況を確認したところ、一部に農地があることが判明しましたので申請するものです。申請地は、別紙議案説明資料4ページの位置図において示している箇所となっており、市役所から南東に約500メートルのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料3ページをご確認ください。なお、申請地には既に貸住宅及び貸露天駐車場が設けられており、申請人から始末書が提出されております。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 (会長)	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
1番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の3ページから6ページをお開きください。まず、立地基準である第2号の代替性要件につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性につきましては、既に土地には、貸住宅及び貸露天駐車場が設けられており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。第4号の周辺農地等への影響につきましては、申請地は市役所から南東に約500メートルに位置し、市道と周囲を住宅地で囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 (会長)	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)

議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員兼農地係長）	議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の7ページから併せてご覧ください。 1番、東若宮の土地1筆999平方メートルです。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地が住宅地として需要が見込まれることから、申請地を取得し宅地造成を行い、分譲事業を行うものです。農地区分は、大洲市中心部から北に約3.3キロメートルの所に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページをご確認ください。 2番、春賀の土地1筆148平方メートルです。譲受人は、古民家宿泊簡易宿所の開業を予定しており、利用者専用駐車場がないことから、申請地を取得して露天駐車場3台を設けるものです。農地の区分は、大洲市中心部から北東約5.6キロメートルの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性が低い農地であることから第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料11ページをご確認ください。 以上2件でございます。ご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
2番	それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の7ページから10ページを参考にしてください。申請地は8ページの位置図のとおり、松山自動車道大洲インターチェンジから西へ約850メートルに位置する農地になります。まず立地基準については、事務局説明資料のとおり第3種農地であり特に問題ないものと思われます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可がありしだい自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。また、第4号の周辺農地等への影響ですが、9ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	2番。
21番	それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の11ページから14ページを参考にしてください。申請地は12ページの位置図のとおり、三善コミュニティセンターから北東へ約400mに位置する農地になります。まず立地基準については、事務局説明資料のとおり第2種農地であり、特に問題ないものと思われます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいと

	のことであり、問題ないものと思われます。また、第4号の周辺農地等への影響ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に議案第46号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員兼農地係長）	議案第46号非農地証明についてご説明申し上げます。議案書4ページ並びに別紙議案説明資料15ページから17ページまでを併せてご覧ください。1番、柚木字尾阪の土地1筆74平方メートルの案件は、農地法が施行される昭和27年10月21日より前から非農地であったということで申請があったものでございます。申し出によりますと、申請地は以前より居宅建物があり、亡父が昭和23年に建物の相続登記を行っていることから、農地法施行前から宅地となっていたことは明らかであるというものです。今後は、平成30年豪雨災害に被災し建物は解体したことから、雑種地として管理するとのことでございます。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
1番	それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の15ページから17ページを、参考にしてください。申請地は16ページの位置図のとおり、市役所から南東に約450メートルに位置する農地になります。6月23日に事務局職員と現地確認を行いました。申請者の申立によりますと、以前より居宅の建物があり、昭和23年には家屋の相続もされているようであります。なお、現在建物については平成30年豪雨災害に被災し取壊しされたようです。農地法施行以前より非農地の状況であったことは明らかであり、また、申出人からは今後雑種地として管理するということです。よって本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願いに係る土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願いに係る土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定しました。 次に、議案第47号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員兼農地係長）	議案第47号農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。議案書5ページ、並びに別紙議案説明資料18ページから併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。1番、平野町平地の土地、6筆7,092平方メートルの案件です。申出者は高齢であり、近年は獣害被害により耕作及び管理に苦慮されております。また、親族が市外に転出していることから維持管理が難しく、申出地を利用する受託者もない状況です。このため、獣害被害の防止や土地の維持管理に係る労力の軽減を図りたく、植林を行うため申出があったものでございます。なお、申出地周辺には農地が少なく、用水や通行等に係る農地への影響が少ないことから、除外の計画変更をしようとするものです。除外後の農地区分は、付近には公共施設等が無く、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。以上1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
7番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の18ページから20ページをご覧ください。まず、立地基準である第2号の代替性要件につきましては、報告書記載のとおりであり問題ないものと考えます。次に、一般基準である転用の確実性につきましては、申出人は高齢であり、また、親族も市外に転出され耕作及び管理に苦慮されており、他に受託者もないことから山林として管理しようとするものであり、問題はないものと思われま。なお、既に当該土地には一部植林をされており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。周辺農地等への影響につきましては、申出地周辺に農地が少なく、用水や通行等に影響を及ぼすことは非常に少ないようであり、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。
委員	(質疑なし)

議長（会長）	特に、ご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。 次に、議案第48号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇委員退席）
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第48号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてご説明します。議案書6ページから12ページをご覧ください。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。今回の概要は、利用権設定のうち、使用貸借の件、筆数が8件8筆、利用権設定22,790平方メートル、賃借権の件、筆数が12件20筆、利用権設定22,422平方メートルで、議案書11ページに記載のとおり、利用権設定の件、筆数が20件28筆、利用権設定の総面積は45,212平方メートルです。 続きまして所有権移転の案件です。議案書は12ページをご覧ください。1番、2番は同一案件です。東大洲の畑について効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。面積は2,066平方メートルです。利用目的は野菜です。以上、所有権移転の件、筆数は議案書12ページに記載のとおり、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため、2件4筆、総面積は4,132平方メートルです。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。議題についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
委員	（意見なし）
議長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答

議長（会長）

申すことに決定いたしました。

それでは、〇〇委員の入場を許可します。

（〇〇委員入場）

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。